

令和5年度

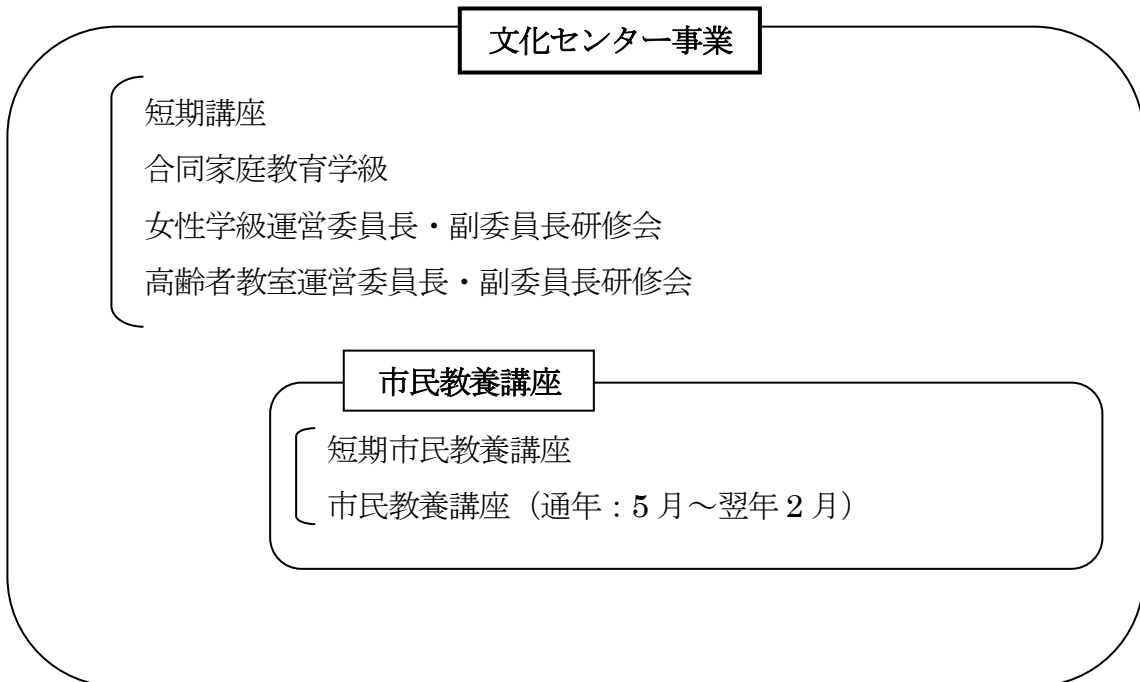
第1回文化センター運営審議会



# 令和5年度 第1回文化センター運営審議会

## 議 事

- (1) 議案第1号 令和4年度 文化福社会館利用状況報告 . . . . . 1
- (2) 議案第2号 令和4年度 文化センター事業報告 . . . . . 2
- (3) 議案第3号 令和4年度 文化センター事業収支決算報告 . . . . . 8
- (4) 議案第4号 令和5年度 文化センター事業計画 (案) . . . . . 10
- (5) 議案第5号 令和5年度 文化センター事業収支予算 (案) . . . . . 17
- (6) その他



# 文化センター運営審議会委員名簿

任期 令和4年6月1日～令和6年5月31日

氏名	役職	備考
岡本早智子	防府市文化協会会長	委員長
山崎博英	防府市自治会連合会会長	副委員長
山崎和代	防府市母親クラブ連絡協議会会長	
小幡治生	防府市中学校校長会 (防府市立右田中学校校長)	
藤井孝造	防府市子ども会育成連絡協議会会長	
梅本洋平	防府市小学校PTA連合会 (防府市立華城小学校PTA会長)	
竹内幹雄	防府市社会教育委員	
伊豆利裕	防府市社会福祉協議会常務理事	監査

議案第1号

令和4年度 文化福祉会館利用状況報告

【件数】

		29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
勤労青少年ホーム	有料	292	267	262	80	127	144
	無料	1,020	1,027	862	606	733	568
文化センター (各会議室)	有料	210	182	195	117	129	135
	無料	2,069	2,286	2,148	1,655	1,723	1,691
文化センター (大会議室)	有料	18	10	4	6	11	11
	無料	384	347	334	277	385	431
小 計	有料	520	459	461	203	267	290
	無料	3,473	3,660	3,344	2,538	2,841	2,690
合 計		3,993	4,119	3,805	2,741	3,108	2,980

【人数】

		29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
勤労青少年ホーム	有料	4,101	3,930	3,094	1,154	1,596	2,110
	無料	19,362	21,905	16,562	5,491	13,919	8,167
文化センター (各会議室)	有料	2,986	2,838	3,201	818	1,272	1,183
	無料	33,008	38,443	32,185	15,514	16,448	16,902
文化センター (大会議室)	有料	1,275	740	530	280	500	486
	無料	21,129	23,846	17,894	8,006	13,043	16,172
小 計	有料	8,362	7,508	6,825	2,252	3,368	3,779
	無料	73,499	84,194	66,641	29,011	43,410	41,241
合 計		81,861	91,702	73,466	31,263	46,778	45,020

【金額】

		29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
勤労青少年ホーム	有料	711,970	673,170	558,340	167,320	298,470	339,650
文化センター (各会議室)	有料	665,120	539,630	573,880	298,120	334,080	363,950
文化センター (大会議室)	有料	125,740	71,680	28,030	44,100	71,890	79,260
合 計		1,502,830	1,284,480	1,160,250	509,540	704,440	782,860

## 議案第2号

### 令和4年度 文化センター事業報告

文化センター短期講座					
番号	講座名	開催日時	講師	参加者年齢	参加人数
				募集対象者	(募集人数)
1	ワードの基礎	6月20日(月) 21日(火) 10:00～正午	防府市市民活動支援センター 平井 佐和子	30～70歳代	15人
				一般	(15人)
2	防府の宝はこうして味わう！ナツク防府観光講座	7月14日(木) 10:00～11:30	防府市地域交流部 おもてなし観光課職員 平井 耕平	30～70歳代	33人
				一般	(30人)
3	親子で楽しもう！けん玉	8月7日(日) 10:00～正午	日本けん玉協会山口県支部支部長けん玉道7段 上重 卓広	小学生・ 20～30歳代	6人
				親子	(20組)
4	わくわくプログラミング～ゲームを作ってみよう～	8月7日(日) 13:30～15:00	O1フィラメント株式会社 システムエンジニア 高橋 遼太	小学2～6年生	15人
				小学2～6年生	(15人)
5	はじめて触る！スマートフォン体験教室	8月24日(水) 10:00～正午 14:00～16:00	ソフトバンク スマホアドバイザー	60～80歳代	16人 13人
				一般	(20人) (20人)
6	プログラミング学習を楽しもう	8月28日(日) 10:00～正午	ソラール科学教育指導員・ ほうふ幸せます人材バンク 岡本 興道	小学生・70歳代	7人
				小学3年生以上	(15人)
7	はじめて触る！スマートフォン体験教室	9月15日(木) 10:00～正午 14:00～16:00	ソフトバンク スマホアドバイザー	60～80歳代	13人 14人
				一般	(20人) (20人)
8	山口県の防災対策	10月12日(水) 10:00～11:30	山口県総務部防災危機管理課職員 山元 龍平	30～70歳以上	6人
				一般	(30人)
9	はじめて触る！スマートフォン体験教室	10月20日(木) 10:00～正午 14:00～16:00	ソフトバンク スマホアドバイザー	60～80歳代	16人 15人
				一般	(20人) (20人)
10	はじめて触る！スマートフォン体験教室	11月17日(木) 10:00～正午 14:00～16:00	ソフトバンク スマホアドバイザー	60～80歳代	14人 10人
				一般	(20人) (20人)

番号	講座名	開催日時	講師	参加者年齢	参加人数
				募集対象者	(募集人数)
11	初心者のためのスマートフォン教室	12月8日(木) 10:30～11:30	ドコモショップ防府八王子店 スマホ教室講師 石丸 麻理奈	60～90歳代	19人
				一般	(20人)
12	はじめて触る！スマートフォン体験教室	12月15日(木) 10:00～正午 14:00～16:00	ソフトバンク スマホアドバイザー	60～80歳代	9人 12人
				一般	(20人) (20人)
13	レモングラス(ハーブでお正月飾りを作りますか)	12月17日(土) 14:00～16:00	日本園芸療法学会認定 上級園芸療法士 熊安 悦子	—	20人
				一般	(10人)
14	初心者のためのスマートフォン教室	1月12日(木) 10:30～11:30	ドコモショップ防府八王子店 スマホ教室講師 石丸 麻理奈	60～80歳代	16人
				一般	(20人)
15	はじめて触る！スマートフォン体験教室	1月25日(水) 13:30～15:30	ソフトバンク スマホアドバイザー	50～80歳代	12人
				一般	(20人)
16	初心者のためのスマートフォン教室	1月26日(木) 10:30～11:30	ドコモショップ防府八王子店 スマホ教室講師 石丸 麻理奈	50～80歳代	19人
				一般	(20人)
17	スマートフォンをあんしん・安全に使うために	2月9日(木) 10:00～11:30	ドコモショップ防府八王子店 スマホ教室講師 石丸 麻理奈	60～80歳代	18人
				一般	(20人)
18	はじめて触る！スマートフォン体験教室	2月22日(水) 10:00～11:30	ソフトバンク スマホアドバイザー	60～80歳代	16人
				一般	(20人)
19	スマートフォンをあんしん・安全に使うために	2月27日(月) 10:00～11:30	ドコモショップ防府八王子店 スマホ教室講師 石丸 麻理奈	50～80歳代	18人
				一般	(20人)
20	Wi-Fiとオンラインサービスを使おう	3月9日(木) 10:00～11:30	ドコモショップ防府八王子店 スマホ教室講師 石丸 麻理奈	60～80歳代	20人
				一般	(20人)
21	はじめて触る！スマートフォン体験教室	3月13日(月) 13:30～15:30	ソフトバンク スマホアドバイザー	70～80歳代	10人
				一般	(20人)
22	Wi-Fiとオンラインサービスを使おう	3月23日(木) 10:00～11:30	ドコモショップ防府八王子店 スマホ教室講師 石丸 麻理奈	50～80歳代	20人
				一般	(20人)

1		2	
3		5 7 9 10 12 15 18 21	
6		8	
11 14 16 17 19 20 22		13	

合同家庭教育学級

令和4年9月29日(木) 10:00～11:50 文化福社会館 3階4号

○「家庭における性教育」

広島市河野産婦人科クリニック院長 河野 美代子

○対象者:市内各公民館家庭教育学級生、社会教育指導員、教育委員会関係者

○参加者:40人

女性学級運営委員長・副委員長研修会

令和5年1月19日(木) 13:30～15:15 文化福社会館 3階4号

○「公民館活動の活性化をめざして ～女性(婦人)学級を中心として～」

油谷中央公民館長・向津具公民館長・宇津賀公民館長・ラポールゆや館長  
岡野 富司雄

○事例発表(野島漁村センター)

○参加者:44人

高齢者教室運営委員長・副委員長研修会

※荒天(積雪・凍結等)により中止

令和5年1月26日(木) 13:30～15:15 文化福社会館 3階4号

○「公民館活動の活性化をめざして ～高齢者教室を中心として～」

油谷中央公民館長・向津具公民館長・宇津賀公民館長・ラポールゆや館長  
岡野 富司雄

○事例発表(小野公民館)



## 文化センター市民教養講座作品展

### 1 日時

令和5年2月26日（日） 10時～15時

### 2 場所

ルルサス文化センター 交流室1

### 3 出展団体数

5団体

#### 団体内訳

着物リメイク

プリザーブドフラワー・アーティシシャルフラワーアレンジメント

暮らしの書

デジタル一眼レフカメラ講座

着付け教室

### 4 来場者数

延べ178人

着物リメイク



プリザーブドフラワー・  
アーティシシャルフラワーアレンジメント



くらしの書



デジタル一眼レフカメラ講座



着付け教室



議案第3号

令和4年度 文化センター事業収支決算報告

令和4年度文化センター事業収支決算書

(収入の部)

(単位：円)

費目	予算額	決算額	増減	摘要
公民館事業委託金	135,000	135,000	0	
繰越金	65,905	65,905	0	
雑入	95	0	△ 95	
合計	201,000	200,905	△ 95	

(支出の部)

(

費目	予算額	流用増減(△)額	計	決算額	残額	摘要
報償費	53,000	通信運搬費から 21,000	74,000	67,000	7,000	合同家庭教育学級 講師謝金 女性学級講師謝金 短期講座講師謝金
旅費	22,000		22,000	13,880	8,120	合同家庭教育学級 講師謝金 女性学級講師謝金
消耗品費	33,000		33,000	0	33,000	
通信運搬費	50,000	報償費へ △21,000	29,000	1,680	27,320	
会場使用料	8,000		8,000	3,110	4,890	短期講座 会場使用料
手数料	13,000		13,000	12,630	370	ピアノ調律代
食糧費	2,000		2,000	900	1,100	
予備費	20,000		20,000	0	20,000	
合計	201,000	0	201,000	99,200	101,800	

収入合計	200,905	支出合計	99,200	次期繰越額	101,705
------	---------	------	--------	-------	---------

上記、収支決算書及び関係証票を監査したところ収入・支出及びその内容について適正と認めます。

令和5年5月9日

監査

氏名

伊豆利裕 (伊豆利裕印)

令和4年度 市民教養講座収支決算書

【収 入】

(単位:円)

費目	当初予算額		決算額	差異	説明
申込金	176,000		193,000	17,000	申込金 @500円×386人
受講料	3,526,700		3,853,100	326,400	前期(5ヶ月) @2,500×132人 後期(5ヶ月) @2,500×119人  前期(5ヶ月) @5,000×145人 後期(5ヶ月) @5,000×127人  前期(5ヶ月) @10,000×95人 後期(5ヶ月) @10,000×89人  短期講座(参加料) 25,600円 【内訳】 夏休み子ども工作教室 9,600円 親子料理教室 6,000円 パソコンで作る年賀状 4,000円 ガトーショコラケーキ作り 6,000円
雑収入	10,000		10,412	412	著作権料、預金利息
手数料	16,000		13,440	▲ 2,560	コピー代 @10円
仮払戻入	19,000		19,000	0	受講料釣銭、コピー釣銭、両替金
当期収入合計(A)	3,747,700		4,088,952	341,252	
前年度繰越金	221,685		221,685	0	
収入合計(B)	3,969,385		4,310,637	341,252	

【支 出】


費目	当初予算額	流用額	決算額	差異	説明
報償費	2,896,700		2,873,600	23,100	講師、助手謝金、短期講座講師謝金
賃金	764,500	1,575	766,075	0	事務補助員等
需用費	60,000	2,417	62,417	0	コピー使用料
手数料	70,000		60,335	9,665	振込手数料
仮払金	19,000		19,000	0	講座受講料釣銭、複写機用釣銭及び両替金
通信運搬費	30,000		29,300	700	切手代
予備費	119,185		0	119,185	
使用料及び賃借料	10,000	▲ 3,992	4,383	1,625	音楽講座著作権料
当期支出合計(C)	3,969,385		3,815,110	154,275	
当期収支差額(A)-(C)	▲ 221,685		273,842		
次期繰越金(B)-(C)	0		495,527		

監査報告

上記、収支決算書及び関係証票を監査したところ収入・支出及びその内容について適正と認めます。

令和 5 年 5 月 9 日

文化センター運営審議会 監査委員

伊豆利裕 

議案第4号

令和5年度 文化センター事業計画 (案)

文化センター短期講座

	講座名	内容	開催日	講師
I T 関 係	ワードの基礎 定員：15人	ワードを使って写真 (イラスト) 入りの 案内文を作成する。	6月5日(月) 6月8日(木) 10:00~正午	平井 佐和子
	エクセルの基礎 定員：15人	基本操作、表の作り 方、関数の使い方等 を学ぶ	10月2日(月) 10月5日(木) 10:00~正午	平井 佐和子
	<A>プログラ ミング学習 定員：15人	スクラッチI スクラッチの基礎に ついて学ぶ	8月19日(土) 15:00~17:00	岡本 興道
	<A>プログラ ミング学習 定員：15人	スクラッチII スクラッチの応用に ついて学ぶ	8月20日(日) 10:00~正午	岡本 興道
	<B>プログラ ミング学習 定員：15人	スクラッチI スクラッチの基礎に ついて学ぶ	8月26日(土) 10:00~正午	岡本 興道
	<B>プログラ ミング学習 定員：15人	スクラッチII スクラッチの応用に ついて学ぶ	8月27日(日) 10:00~正午	岡本 興道
	スマートフォン 講座 定員：各20人	9回	7月~3月 月1回 13:30~	ソフトバンク スマホ アドバイザー
	スマートフォン 講座 定員：各20人	調整中 18回程度	調整中	ドコモショップ防府 八王子店 スマホ教室講師
歴 史 ・ 文 学 ・ 学 習 系	ふるさと散策(出 前講座 No.40) 定員：20人	ふるさと防府(今回 は富海)にある身近 な文化財を訪ねて回 りながら、明らかにな っている当時の地 形や歴史を学ぶ	7月6日(木) 9:00~正午	防府市文化スポーツ観 光交流部 文化振興課 鞆 雅子
	吉田 松陰 と 鈴木 高鞆 定員：50人	~二人の生き方を現 代に生かす~	10月19日(木) 10:00~11:30	防府天満宮歴史館顧問 一坂 太郎

	講座名	内容	開催日	講師
歴史・文学・学習系	川端康成の世界～生き方を現代に生かす～(仮) 定員：30人	川端康成の世界～生き方を現代に生かす～(仮)	11月9日(木) 10:00～11:30	元防府市教育委員長 鈴木 隆子
	コロナウイルスに感染しない体 定員：30人	コロナウイルスに感染しない体	12月7日(木) 10:00～11:30	阿知須同仁病院顧問 江里 健輔
生活文化・趣味系講座	防災 定員：30人	出前講座 No.3「防府市が取り組んでいる防災対策について」	6月22日(木) 10:00～11:30	防府市総務部防災危機管理課 地域防災マネージャー 石川 吉則 八尾 亮一
	「はじめての自由律俳句」 定員：30人	①自由律俳句って何？ ②山頭火の句の紹介 ③句をつくってみよう	7月27日(木) 10:00～11:30	門田 美和子 (ほうふ幸せます人材バンク)
	「英雲荘で学ぶ」 定員：30人	多くの志士が集った幕末の歴史の舞台を訪れる。	9月7日(木) 10:00～11:30	NPO法人トラスト防府副代表理事(英雲荘職員) 三戸 邦雄
	「秋の毛利邸見学」 定員：30人	毛利家に伝わる貴重な歴史や文化を学び、秋の紅葉を楽しむ。	11月24日(金) 10:00～11:30	毛利博物館長 柴原 直樹
	「ヘタでいいヘタがいいわたしの絵手紙」 定員：30人	絵手紙	12月14日(木) 10:00～正午	吉田 悦子 (ほうふ幸せます人材バンク)
	ハーブのある暮らしを楽しむ 定員：15人	ハーブで作る暮らしの雑貨づくりとハーブの活用法を学ぶ 全3回	7月15日(土) 9月16日(土) 11月18日(土) 14:00～16:00	熊安 悦子
	調整中 定員：未定	調整中	5回程度	調整中
	調整中 定員：未定	調整中	4回程度	調整中

## 合同家庭教育学級

日 時 ・ 講 師 ・ 参 加 者	<p>令和5年9月28日(木) 10:00～11:50</p> <p>「10歳までの家庭教育のポイント」</p> <p>国立大学法人山口大学教育学部</p> <p style="text-align: center;">准教授 <small>かわさき とくこ</small> 川崎 徳子</p> <p>市内各公民館家庭教育学級生、社会教育指導員、教育委員会関係者</p>	<p>約50人</p> <p>文化福祉会館 3階4号</p>
---	---	------------------------------------

## 防府市女性学級運営委員長・副委員長研修会

日 時 ・ 講 師 ・ 参 加 者	<p>令和6年1月18日(木) 13:30～15:15</p> <p>・講演「はじめよう生涯学習」「地域連携教育の充実」 可能な範囲で県内の女性(婦人)学級の活動について紹介をしていただきます。また、山口県が取り組んでいる地域連携教育について解説していただきます。</p> <p style="text-align: center;">山口県教育庁 地域連携教育課地域連携教育班 職員</p> <p>・事例発表(勝間公民館)</p> <p>市内各公民館女性学級運営委員長、副委員長、社会教育指導員、教育委員会関係者</p>	<p>約50人</p> <p>文化福祉会館 3階4号</p>
---	---	------------------------------------

## 防府市高齢者教室運営委員長・副委員長研修会

日 時 ・ 講 師 ・ 参 加 者	<p>令和6年1月25日(木) 13:30～15:15</p> <p>・講演「公民館活動の活性化をめざして」 ～高齢者教室を中心として～ 周南市三丘市民センター</p> <p style="text-align: center;">主事 内山 <small>けいすけ</small> 慧祐</p> <p>・事例発表(大道公民館)</p> <p>市内各公民館高齢者教室運営委員長、副委員長、社会教育指導員、教育委員会関係者</p>	<p>約50人</p> <p>文化福祉会館 3階4号</p>
---	--	------------------------------------

短期市民教養講座
----------

	講座名	開催日	講師	対象	募集人数
1	夏休みこども工作教室 「モーターで進む2足歩行ロボット」 「モーターで回せ！ホログラム球体」	7月22日（土） 23日（日） 10:00～11:30 13:00～14:30	木田村 勉	小学生	各回20人
2	親子料理教室	8月中旬 10:00～正午	荒瀬 玲子	小学生 と 保護者	12組
3	パソコンで作る簡単年賀状	11月上旬(2日間) 10:00～正午	吉田 俱生	一般	12人
4	クリスマス料理教室	11月下旬 10:00～正午	荒瀬 玲子	一般	12人
5	かんたんお正月料理	11月下旬 9:30～13:00	近藤 京子	一般	12人



## 自主活動グループの募集結果

各講座に自主活動グループの登録案内を通知し募集したが、申請書の届出は無かった。

### 【活動状況】

活動年度	団体名	講座	曜日	時間	人数
21	HSJ	英会話	毎週 火	13:00～15:00	13人
21・22	PC どんぐり	パソコン	毎週 水	10:00～11:30	15人
21・22	紬の会	衣服の リフォーム	2・4 金	9:30～10:30	20人
21・22	カトレア	絵手紙	2・4 木	13:30～15:00	12人
22	ピヨンアリ	韓国語	1・2・3 水	20:00～21:00	18人
22・23	武術 太極拳	太極拳	毎週 火	10:00～12:00	12人
23・24	ヒマナスターズ	カラオケ	1・3 金	10:00～12:00	12人
23・24	野の花	オカリナ	1・3 火	10:00～12:00	13人
23・24	はなみずき	パソコン	毎週 月	13:00～14:00	20人
23・24	すみれの会	パソコン	3 金	10:00～11:30	15人
23・24	百日草	絵手紙	3 金	13:30～15:00	15人
23・24	シルクの会	絵手紙	2・4 木	9:30～11:30	16人
27・28	太極拳和の会	太極拳	毎週 火	10:00～12:00	18人
28・29	オカリナ花みずき	オカリナ	1・3 火	10:40～12:00	15人
30	—————				
令和元年	レインボーバード	オカリナ	2・4 火	10:30～12:00	8人
2年	—————				
3年	—————				
4年	—————				
5年	—————				

### 【自主活動グループ制度】

- ① 市民教養講座の課程修了者が代表者であり、会員数が6名以上であること。
- ② 毎年度申請が必要であり、年度毎に館長の承認を得ること。適用期間は2年が限度である。
- ③ 年間を通じて会場を予約できるが、通常の利用料金を納めること。
- ④ 毎年12月の市民教養講座代表者会議にて制度の説明をし、1月末頃を申請締め切りとする。

令和5年度 市民教養講座開講一覧

募集講座 43講座(内 新規9講座)  
開講(塗りつぶし):27講座(内 新規2講座)

		講座名	定員	講師	曜日	応募人数	開講人数	時間	受講料 (半期)	材料費
		英会話(初級)	20	トム・テイラー	毎週金	22	22	10:30~12:00	10,000円	約2,000円(テキスト代)
		初めてのフランス語会話	20	メルル・セブリーヌ・アンナ	毎週水	5		19:30~21:00	10,000円	半期1,500円(テキスト代)
	語学	こども英会話(小学1・2・3年生)	20	トム・テイラー	第1・3土	16	16	9:30~10:30	5,000円	約2,000円(テキスト代)
		こども英会話(小学4・5・6年生)	20	トム・テイラー	第1・3土	4		10:40~11:40	5,000円	約5,000円 (ワーク・テキスト代)
		英文法をもう一度	15	松永 哲矢	第1・3水	7		10:30~12:00	5,000円	半期500円(資料代)
新	気象	気象予報士と一緒に防災能力(雨・風等)を高めよう(小学3年生以上)	15	土井 優	第2・4土	2		10:00~11:30	5,000円	毎月2,000円(材料代)
		文書・はがき・名刺・ラベルの作成と印刷	12	吉田 俱生	毎週水	14	14	10:00~11:30	10,000円	約2,500円(テキスト代) 半期約300円
	技術	Excel基礎	12	吉田 俱生	毎週水	21	19	13:00~14:30	10,000円	約2,500円(テキスト代) 半期約300円
		写真・動画の編集とPowerPoint	12	吉田 俱生	毎週金	18	16	10:00~11:30	10,000円	約2,500円(テキスト代) 半期約300円
		デジタル一眼レフカメラ講座	20	於土井 豊昭	第3水	23	23	9:30~11:30	2,500円	毎月100円(資料・コピー代)
		初めての洋裁教室(着物リメイク)	20	田中 ヨシ子	第2・4水	16	15	13:00~15:00	5,000円	毎月300円(材料代)
		着物着こなし術&マナー	15	多田 悦子	第2・4木	14	13	10:00~12:00	5,000円	1,500円(テキスト代) ※新規の方のみ
	生活文化	気軽に楽しむ!着物&マナー(夜)	15	多田 悦子	第3水	12	12	19:00~21:00	2,500円	1,500円(テキスト代) ※新規の方のみ
		ブライズドフラワー アーティフィシャルフラワーアレンジメント	20	宮本 スミ子	第3土	19	19	9:30~11:30	2,500円	半期2,500円(テキスト代) 毎月3,000円(花材) 半期500円(資料)
		気軽に楽しむ朗読講座 A	13	北川 加寿美	第3土	14	17	13:30~15:00	2,500円	半期500円(資料代)
		気軽に楽しむ朗読講座 B	13	北川 加寿美	第2・4金	8		13:30~15:00	5,000円	半期500円(資料代)
		暮らしの書	24	山田 梓江	第2・4土	26	25	10:00~11:30	5,000円	半期3,750円(テキスト代)
新		童謡・唱歌を味わう	13	松永 哲矢	第2土	8		10:30~12:00	2,500円	初回500円(資料代) 著作権料100円
新		コードで弾ける鍵盤楽器	13	松永 哲矢	第2・4金	11		13:45~15:15	5,000円	半期500円(資料代) 著作権料100円
	音楽	楽しいウクレレ	13	松永 哲矢	第2・4水	5		10:30~12:00	5,000円	半期500円(資料代) 著作権料100円
		はじめてのギター	13	松永 哲矢	第1・3金	10		13:45~15:15	5,000円	半期500円(資料代) 著作権料100円
		カラオケ講座	20	尾中 慶輝	第1・3金	12	12	10:00~12:00	5,000円	半期500円(CD/資料代) 著作権料100円
		うたごえ教室	13	末富 孝代	毎週木	1		10:00~11:00	10,000円	毎月100円(コピー代) 著作権料100円
		男性料理教室	12	付田 典子	第1土	13	13	9:30~12:00	2,500円	毎月700円(材料代)
		男性のかんたん料理	12	近藤 京子	第2土	21	13/補8	9:30~11:30	2,500円	毎月700円(材料代)
	料理	かんたん家庭料理	13	生野 美輪	第4木	14	13	10:00~12:00	2,500円	毎月700円程度(材料代)
		親子で作るパンとお菓子① (小学生と保護者)	6組	荒瀬 玲子	第3土	23	21	10:00~12:00	2,500円	毎月700円(親子)
		親子で作るパンとお菓子② (小学生と保護者)	6組	荒瀬 玲子	第4土	18	20	10:00~12:00	2,500円	毎月700円(親子)
新		親子で楽しむペーパー遊び (1歳~3歳)	15	藤井 香織	第4木	0		10:30~11:15	2,500円	半期2,500円(材料代)
新		親子で楽しむ科学あそび (年中~小2)	15	藤井 香織	第1土	14	12	10:00~10:45	2,500円	半期2,500円(材料代)
	親子	親子英語リミック(1歳~2歳)	8組	藤井 未麻	第2・4月	26	22	9:30~10:30	5,000円	半期100円(材料代) 著作権料100円
		親子英語リミック(幼稚園)①	8組	藤井 未麻	第2・4月	17	19	15:30~16:30	5,000円	半期100円(材料代) 著作権料100円
		親子英語リミック(幼稚園)②	8組	藤井 未麻	第2・4月	13	11	16:30~17:30	5,000円	半期100円(材料代) 著作権料100円

		講座名	定員	講師	曜日		時間	受講料 (半期)	材料費
新	34	ゆっくり健康講座	15	中山 敏江	第1・3水	9	13:30～15:30	5,000円	著作権料100円
新	35	手話ダンス	20	田村 直樹	第2・4金	3	19:00～21:00	5,000円	著作権料100円
	36	代謝を上げる朝の運動	15	殿塚 有希子	第3木	15	9:30～10:30	2,500円	著作権料100円
	37	50歳からの足腰筋力運動	15	殿塚 有希子	第3木	22	10:40～11:40	2,500円	著作権料100円
新	38	Wの刺激～脳と足裏～(青竹踏み)	20	神徳 信子	毎週金	3	10:00～11:00	10,000円	著作権料100円
新	39	楽しいフラダンス	15	江田 真由美	第2・4水	15	13:30～15:00	5,000円	年間550円(CD代) 著作権料100円
	40	ヨガウォーキング	30	山崎 和雄	毎週木	20	14:00～15:30	10,000円	著作権料100円
	41	社交ダンス A	20	渡邊 富保	第1・3月	4	14:00～15:30	5,000円	著作権料100円
	42	社交ダンス B	20	渡邊 富保	第2・4水	13	19:00～20:30	5,000円	著作権料100円
	43	社交ダンス C	20	渡邊 富保	毎週金	1	14:00～15:30	10,000円	著作権料100円

議案第5号

令和5年度 文化センター事業収支予算（案）

（収入の部）

（単位：円）

費 目	予 算 額	摘 要
公民館事業委託金	335,000	
繰越金	101,705	前年度繰越金
雑入	100	預金利息
合 計	436,805	

（支出の部）

（単位：円）

費 目	予 算 額	摘 要
報償費	250,000	合同家庭教育学級、短期講座講師謝金等
旅費	20,000	講師旅費
消耗品費	70,000	短期講座用消耗品等
通信運搬費	20,000	切手・はがき代
会場使用料	50,000	ルルサス 研修室2 使用料
手数料	13,000	ピアノ調律代
食糧費	5,000	講師お茶代等
予備費	8,805	
合 計	436,805	

令和5年度 市民教養講座収支予算(案)

【収入の部】

(単位:円)

費目	予算額	説明
申込金	224,000	申込金 @500円×448人=224,000円
受講料	3,868,600	月1回講座 前期 @2,500×200人 後期 @2,500×170人 =925,000円 月2回講座 前期 @5,000×160人 後期 @5,000×130人 =1,450,000円 月4回講座 前期 @10,000×88人 後期 @10,000×58人 =1,460,000円 短期講座 5講座 33,600円
雑収入	10,000	著作権料・預金利息等
手数料	6,000	コピー代 @10円
仮払戻入	19,000	講座受講料釣銭、コピー機用釣銭、両替金
前年度繰越金	495,527	
収入合計	4,623,127	

【支出の部】

(単位:円)

費目	予算額	説明
報償費	3,213,600	講師謝金 月1回講座 (6,000円×1回)×10月×12人 =720,000円 月2回講座 (6,000円×2回)×10月×10人 =1,200,000円 月4回講座 (6,000円×4回)×10月×5人 =1,200,000円 助手謝金 (2,000円×1回)×10月×1人 (2,000円×2回)×10月×1人 =60,000円 短期講座講師謝金 5講座 33,600円
賃金	797,500	事務補助員賃金 940円×5時間×15日×11月 通勤手当 2,000円×11月
需用費	80,000	コピー機使用料、事務用品
手数料	70,000	講師謝金等振込手数料
仮払金	19,000	講座受講料釣銭、コピー機用釣銭、両替金
通信運搬費	30,000	切手、ハガキ
使用料・賃借料	10,000	音楽講座著作権料
予備費	403,027	
支出合計	4,623,127	

## 公民館とは…

### 公民館の目的について

公民館は社会教育法（以下「法」という。）に規定され、その目的は法第20条に「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」とあり、法第21条に基づき市町村が設置します。文化センターは、中央公民館に位置づけられています。

### 公民館の事業について

公民館の事業については、法第20条の目的を達成するために、法第22条において、以下のように定められています。

- 第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。
- 一 定期講座を開設すること。
  - 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
  - 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
  - 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
  - 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
  - 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

文化センターでどのような事業を行っているかご紹介します。

#### 一 定期講座を開設すること。

→ 市民教養講座を毎年開催している（5月～翌年2月）。

#### 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。

→ 合同家庭教育学級、女性学級及び高齢者教室運営委員長・副委員長研修会や生涯学習フェスティバルにおいて、文化センター市民教養講座作品展を行っている。

#### 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。

→ 生涯学習相談コーナーや人権教育ビデオを備えている（HPに一覧あり）。

#### 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。

→ 市民教養講座で毎年運動系の講座を募集している。

#### 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。

→ 講座の講師を青少年科学館の指導員に依頼するなど、各種団体との連携を取っている。

#### 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

→ 自治会や社会教育団体等に集会・総会などの会場として貸し出している。

### 公民館運営審議会について

法第29条及び防府市公民館設置及び管理条例第4条に基づき、「防府市文化センター運営審議会」を設置しています。公民館長の諮問機関として、「公民館における各種事業の企画実施につき調査審議する」役割を担っています。

防府市文化センター運営審議会は、8名の委員からなり、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、各種団体の代表者に委嘱しています。

### 運営に関する評価の実施について

公民館は、法32条において、「当該公民館の運営について評価を行い、その結果に基づき、公民館の運営の改善を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

文化センターにおいても、毎年度の事業の状況について、運営審議会で見解をいただきながら自ら点検及び評価を行い次年度へ反映させ、事業の水準の向上を図るよう努めています。

### 公民館の設置・運営のための基準

公民館の健全な発展のために、公民館の設置運営上必要な基準が、文部科学省によって定められています。現在の基準には、以下の事項が掲げられています。

公民館の運営については、第7条及び第10条に定められています。

「公民館の設置及び運営に関する基準」(2003(平成15)年告示)

- ・対象区域
- ・地域の学習拠点としての機能の発揮
- ・地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮
- ・奉仕活動・体験活動の推進
- ・学校、家庭及び地域社会との連携等
- ・地域の実情を踏まえた運営
- ・職員
- ・施設及び設備
- ・事業の自己評価等

○社会教育法

（昭和二十四年六月十日）

（法律第二百七号）

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（昭三四法一五八・平一八法五〇・一部改正）

（公民館の事業）

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。

但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

（昭二八法二一一・平一一法八七・一部改正）



関係法令等（抜粋）

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

（昭三四法一五八・平一一法八七・一部改正）

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会（特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長）が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（昭三一法一六三・平一一法八七・平一三法一〇六・平二三法一〇五・令元法二六・一部改正）

（運営の状況に関する評価等）

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（平二〇法五九・全改）

（運営の状況に関する情報の提供）

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（平二〇法五九・追加）

○防府市公民館設置及び管理条例

昭和三十九年三月三十一日

条例第三十号

（連絡等にあたる公民館）

第三条の二 前条に規定する防府市文化センターは、同条に規定する他の公民館の連絡等にあたる公民館とする。

- 2 前項に規定する連絡等にあたる公民館は、当該公民館の事業のほか、公民館相互の連絡調整に関する事業その他個々の公民館で処理することが不相当と認められる事業を実施するものとする。

（昭五七条例二五・追加）

（公民館運営審議会）

第四条 法第二十九条第一項の規定により、第三条に定める公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、八人以内とする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、防府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
  - 一 学校教育及び社会教育の関係者
  - 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
  - 三 学識経験のある者
  - 四 各種団体の代表者
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員が第三項に規定する者に該当しなくなつた場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であつてもこれを解嘱することができる。

（平元条例一一・全改、平二条例一〇・平一二条例二〇・平二四条例一四・一部改正）

○防府市公民館設置及び管理条例施行規則

昭和三十九年三月三十一日

教育委員会規則第二号

（委員長及び副委員長）

第五条 公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 3 委員長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（昭五〇教委規則九・全改、平三〇教委規則四・旧第四条繰下）

（審議会の招集）

第六条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 審議会の招集は、委員に告知して行う。

（昭五〇教委規則九・全改、平三〇教委規則四・旧第五条繰下）

（議事手続）

第七条 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（平三〇教委規則四・旧第六条繰下）

（関係人の出席）

第八条 審議会は、必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

（平二八教委規則五・一部改正、平三〇教委規則四・旧第七条繰下）

（その他）

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事手続その他運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

（平三〇教委規則四・旧第八条繰下）

関係法令等（抜粋）

○公民館の設置及び運営に関する基準

（平成十五年六月六日）

（文部科学省告示第百十二号）

（地域の実情を踏まえた運営）

第七条 公民館の設置者は、社会教育法第二十九条第一項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

（事業の自己評価等）

第十条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

## 自主活動グループ登録規約

### (目的)

第1条 文化センターにおける各種講座の自主的学習活動として、希望する自主活動グループ（以下「グループ」という。）の健全な育成を図るためこの規約を定める。

### (資格)

第2条 登録し得るグループとは、文化センターにおいて学習活動を続けようとする場合で、次の各号の要件を充たしたグループをいう。

- (1) 前年度の市民教養講座の課程修了者が代表者となっていること（設立2年目のグループにおいては前々年度の講座課程修了者が代表者となっていること）
- (2) 会員数が6名以上であること
- (3) 会員の入会・脱会について自由が保障され、常に公開・平等の民主的運営が行われていること又は行われることが見込まれるもの
- (4) 社会教育法第23条に規定する行為に該当しないこと

### (申請)

第3条 登録しようとするグループは、自主活動グループ登録申請書（第1号様式）（以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入し、年度ごとに館長の承認を得なければならない。ただし、適用期間は2年間を限度とする。

### (承認)

第4条 審査の結果、適当と認められた場合、館長は登録証（第2号様式）を代表者に交付するものとする。

### (変更)

第5条 登録申請事項に変更を生じたときは、事務局へ速やかに連絡すること。

### (会場の使用)

第6条 活動にあたっては、文化センター、勤労青少年ホームを利用すること。また、条例・規則に基づいた利用申請を行い、利用料金を納めること。

- 2 会場の使用は、講座の回数を上限とする。また会場の予約については、登録申請書に基づき、1年間の予約を事務局で行う。ただし、利用の申請はグループにより行い、利用日の1ヶ月前から申請は可能とする。

### (申請事項の調整)

第7条 会場の使用は公民館事業が優先するので、必要に応じ使用の時間・回数・会場等については、変更・制限するなど調整するものとする。

### (留意事項)

第8条 グループは、次の各号に留意して活動するものとする。

- (1) 指導講師中心の私塾的運営にならないよう、会員が自主的に活動計画に基づいた相互学習を基本として学習できる体制をつくること
- (2) 指導講師を必要とするグループにあっても、講師は専門的な立場から、会員への助言、援助者として指導し、また、指導講師の謝金は、市民教養講座講師謝金と同程度とすること
- (3) 登録グループの代表者は単なる当番でなく、代表者としての自覚を持ちその責任を果たすこと
- (4) 登録グループの会費は、必要最小限にとどめること
- (5) 登録グループは、文化センターからの要請事項について協力すること

(取消し)

第9条 グループの活動が公民館活動として認められない状況に至ったとき、または登録資格を充たさなくなった場合は、館長の権限で取り消すことができる。

(その他)

第10条 防府市文化協会の会員特典との併用を可とする。

附 則

本規約は、平成20年12月15日から施行する。

附 則

本規約は、平成27年10月13日から施行する。

附 則

本規約は、平成30年7月13日から施行する。

## 市民教養講座運営要項

平成17年3月31日制定

### (趣旨)

第1条 市民が気軽に参加することによって、知識・技術・教養を身に付け、情操を豊かにし、さらに市民相互の仲間づくりを深めることで、心豊かな生きがいのある生活をすることを目的として、公民館（文化センターを除く。）が行う生涯学習講座について、必要な事項を定める。

### (内容)

第2条 初心者を対象に、教養・趣味の手ほどき（入門）をするもので、初歩からの学習とする。

### (講座生の募集)

第3条 講師より次年度開講申込書の提出を受理し、内容等について事務局（公民館）で検討後、公民館運営審議会に諮り承認された後、市広報等に掲載し講座生を募集する。

### (期間)

第4条 開講期間は毎年5月から翌年2月までの10か月間とし、講座日は原則として月2回（1日2時間程度）、通年20回とする。

### (運営協力)

第5条 講座生の当番制等によって、当該講座運営業務への協力を依頼する。

### (講座の運営)

第6条 受講料により運営することとし、申し込みが12名未満の講座は開講しない。

### (発表会)

第7条 館によっては、1年間の成果の発表会を開催する。

### (サークルへの移行)

第8条 1年間の講座終了後、引き続き学習活動を希望する場合には、サークル活動の場として公民館の施設を提供する。

### (講師謝金)

第9条 講師謝金については、1回当たり6,000円とする。

(助手)

第10条 受講生が16名以上あり、講座の内容等により講師の助手が必要な場合は、1回当たり2,000円の謝金を支払う。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。